

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年5月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要等

- (1) 業務名 甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(実施計画)作成業務(以下「対象業務」という。)
- (2) 業務場所 甲府市遊亀公園及び第2駐車場隣接地
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月29日
- (4) 業務内容 甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(実施計画)作成業務

2 業務概要

甲府市遊亀公園及び附属動物園の再整備にあたっては、都市型動物園の課題への対応とともに、動物の飼育・繁殖などの専門機能の維持・向上に努め、市街地に位置する山梨県内唯一の動物園を併設する公園として、市街地の活性化に寄与できる施設として整備しなければならない。

これらの課題に取り組む上では、立地特性における諸課題を整理する中で、市民が憩いの場として安全・安心に利用できる環境の整備とともに、本市が掲げる重点戦略の一つである「こども最優先のまち」にもつながるよう、子育て環境の充実や子どもたちが貴重な動物の生態などに触れる「環境教育の場」の提供なども極めて重要である。また、動物の飼育環境の改善や、エンリッチメント等を踏まえた展示手法のほか、個別具体的に将来的な飼育・繁殖予測などを行い、持続可能な動物園となるよう検討していく必要がある。

こうしたことから、高度な専門性、企画力、豊富な知識と適切な業務執行能力を有する事業者を「公募型プロポーザル」方式により選考し、甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(実施計画)を策定するため、必要となる調査・検討を行う。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独企業、又は甲府市内に本店を有する企業で、動物に関わる学識経験者と連携(監修及び指導)が可能な企業とする。また、甲府市内に本店を有する企業については、連携先の学識経験者の監修及び指導の実績をもって(2)アの履行実績とすることができる。なお、協力会社の参加を認める。

(1) 甲府市の入札参加資格登録者であること。

(2) 過去10年(平成20年度～29年度)以内に、国又は地方公共団体が実施した次に掲げる業務の元請による履行実績を有すること(履行中のものを除く)。

ア 「日本動物園水族館協会に加盟している動物園施設」の基本構想業務、基本設計業務、実施設計業務のいずれかの履行実績を有すること。

イ 「2.5ha以上の都市公園施設」における基本構想業務、基本設計業務、実施設計業務のいずれかの履行実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてはその役員が暴力団員でないこと。

(5) 公告の日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

(6) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(7) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 税の滞納がない者であること。

4 企画提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力。

(2) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力を含む)。

(3) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況。

5 企画提案書を特定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力。
- (2) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力を含む)。
- (3) 配置予定技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の経験、同種又は類似業務の実績、担当した業務の実績。
- (4) 業務の実施方針、業務フロー、工程表、その他
業務の理解度、実施方針妥当性、実施手順及び工程計画の妥当性。
- (5) テーマに関する企画提案及び見積書

6 実施要項・仕様書等の配布期間、場所及び方法

- (1) 配布期間 平成30年5月23日(水)～平成30年6月5日(火)
(この期間の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- (2) 配布場所 甲府市建設部まち保全室公園緑地課
甲府市宝二丁目8番19号
電話055-223-6101
- (3) 配布方法 直接配布とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

7 実施要項・仕様書に関する質問の受付及び回答方法

- (1) 受付期間 平成30年5月23日(水)～平成30年5月29日(火)
(この期間の土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時
- (2) 提出先(送信先)
甲府市建設部まち保全室公園緑地課
甲府市宝二丁目8番19号
メールアドレス tosikoen@city.kofu.lg.jp
※送信後、電話により受信確認を行うこと。郵送は不可。
- (3) 回答方法 平成30年6月4日(月)までに甲府市ホームページに掲載する予定。

8 参加表明書の提出期限並びに提出先及び方法

(1) 提出期限 平成30年6月6日(水)まで 土曜日、日曜日を除く

午前9時～午後5時

(2) 提出先 〒400-0034山梨県甲府市宝二丁目8番19号

甲府市建設部まち保全室公園緑地課

電話055-223-6101

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。なお、郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認すること。

(4) 企画提案書の提出資格の有無の通知

参加表明書等を提出した者が5者を超える場合は、参加表明書等の審査を行い、評価の合計点が高いものから企画提案書等の提出者として5者を選定する。なお、評価の合計点と同点となった提出者は全て選定するものとする。

ア 通知方法 選定された者には、電子メール及びFAXにより通知する。

選定されなかった者には、文書にて通知する。

イ 通知日時 平成30年6月8日(金)(予定)

9 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

(1) 提出期限 平成30年6月12日(火)まで 土曜日、日曜日を除く

午前9時～午後5時

(2) 提出先 〒400-0034山梨県甲府市宝二丁目8番19号

甲府市建設部まち保全室公園緑地課

電話055-223-6101

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。なお、郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認すること。

10 審査会における事業者(優先交渉権者)の選定方法

優先交渉権者の決定にあたっては「甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(実施計画)作成業務受託者選考審査会」を設置し、事業者のプレゼンテーションによる審査を実施する中で、提案内容を総合的に判断し、最優秀提案(優先交渉権者)1件と優秀提案(次点交渉権者)1件を選考する。

11 プレゼンテーション審査の日時及び場所

- (1) 日 時 平成30年6月19日(火)
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎（詳細は別途通知する。）

12 審査の無効

この公告に示した参加資格要件のない者が行った提案、提出書類又は資料等に虚偽の記載をした者の行った提案及び審査に関する条件に違反した提案は無効とする。

なお、企画提案書の提出資格の確認を受けた者であっても、審査時において3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った提案は無効とする。

13 事業者の決定方法(優先交渉権者との協議)

優先交渉権者は、甲府市と仕様並びに価格等について協議を行い、甲府市の決定を受けることにより受託事業者となる(企画提案書の内容は、協議の過程で変更・修正する場合がある)。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合若しくは、契約締結前に、参加資格を失うなどによって失格となった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、同様の協議を行う。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) 契約書作成の要否: 要
- (4) 参加表明及び企画提案に係わる説明は行わない。
- (5) 災害などにより、不測の事態が生じた場合は、この公告に関する手続きを延期することがある。
- (6) その他この公告にない事項については、実施要項による。